

岸和田市人権施策基本方針改訂（案）

目 次

1	国内外の人権尊重の潮流	1
2	岸和田市におけるこれまでの取り組み	2
3	基本理念	3
4	私の人権	4
5	人権施策の基本方向	5
1	人権啓発と教育の推進	5
2	相談体制の充実	6
3	人権問題の把握	7
6	取り組むべき主要課題	
1	女性の人権	8
2	子どもの人権	10
3	高齢者の人権	11
4	障害者の人権	12
5	同和問題	14
6	外国人の人権	16
7	HIV感染者等に対する偏見や差別	17
8	ハンセン病元患者・回復者に対する偏見や差別	18
9	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	19
10	犯罪被害者の人権	20
11	インターネットを悪用した人権侵害	21
12	北朝鮮当局による人権侵害問題	22
13	ホームレスに対する偏見や差別	23
14	性的マイノリティの人権	24
15	労働者をめぐる人権	26
16	当事者の家族の人権	27
17	さまざまな人権問題	29
7	推進体制	
1	総合調整機能の強化	29
2	庁内体制	30
3	関係機関・団体との連携	30

用語解説

参考資料

1 国内外の人権尊重の潮流

国際連合は、昭和 23（1948）年の第3回総会で、人類に多大な犠牲をもたらした二度にわたる世界大戦の経験から、差別撤廃と人権確立こそが恒久平和を築く道であるとして、はじめて人権を国際的な問題にとらえ、人権保障の目標や基準を国際的にうたった「世界人権宣言」を採択しました。昭和 25（1950）年の第5回総会では、12 月 10 日を「人権デー」（Human Rights Day）として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

その後、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるために採択された「国際人権規約」をはじめとする様々な国際人権条約が生まれ、人権を守るための国際的な枠組みが整えられるようになりました。

我が国においては、昭和 22（1947）年に「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が制定されました。その後、国際人権規約や人権関連条約などを通じて、国家の枠組みを超えた国際的な人権保障の確立に努めるとともに、様々な人権問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。

平成 6（1994）年の国連総会において、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されると、我が国でも人権保障のための積極的な取り組みが進められました。平成 9（1997）年の「人権擁護施策推進法」の施行により、人権擁護推進審議会が設置され、人権擁護施策のあり方についての議論が進められました。

平成 12（2000）年には、人権教育・啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律を具体化するための「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成 14（2002）年 3 月に策定されました。計画は、平成 23（2011）年 4 月に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が人権課題に追加されました。

平成 14（2002）年、政府は新たな人権救済制度の創設に関する人権擁護推進審議会の答申を受け、「人権擁護法案」を国会に提出しましたが、平成 15（2003）年 10 月、衆議院の解散により廃案となりました。なお、平成 17（2005）年には民主党から、「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」が国会に提出されましたが、これも衆議院の解散により廃案となっています。

平成 17（2005）年、国連は世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を策定するとともに、開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え（「人権の主流化」）を提唱しました。

現在、我が国では 12 月 4 日から世界人権宣言が採択された 10 日までの 1 週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動が行われています。

平成 28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆるヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進

に関する法律（いわゆる部落差別解消推進法）」が施行されました。現在、人権侵害の被害者を救済する法律制定には至っておりませんが、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を前に、人権が尊重され多様性を認めあえる社会づくりをめざす気運の醸成に向けた取り組みが進められています。

大阪府では、平成10（1998）年10月に、人権尊重の大切さを示し、人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。また、平成11（1999）年3月、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するために、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」が策定されました。

平成13（2001）年3月には、大阪府人権尊重の社会づくり条例の具体化のために、「大阪府人権施策推進基本方針」が策定され、この方針に基づく施策を推進するために平成17（2005）年3月に「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。その後、それぞれの人権課題の解決に向けた取り組みを進める中で、各種計画等の改訂もなされてきました。平成27（2015）年10月には、差別解消についての理解を深めるための「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました。「差別の未然防止」及び「個別事案の適切な解決」を目的としたガイドラインは、平成29（2017）年3月と平成30（2018）年3月に改訂がなされています。

2 岸和田市におけるこれまでの取り組み

岸和田市では、昭和50（1975）年の「人権擁護都市宣言」以降、昭和55（1980）年に「人間尊重と環境保全」を基本理念とした岸和田市総合計画を策定し、人権を大切にする市政の実現に努めてきました。昭和56（1981）年に「障害者福祉都市宣言」、昭和58（1983）年に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を経て、基本的人権の尊重、あらゆる差別の撤廃と明るく平等な社会の実現に努めてきました。

昭和61（1986）年には、庁内に「人権対策委員会」を設置し、職員一人ひとりの人権意識の高揚を図り、憲法にも保障された基本的人権を市民の誰もが保障される明るいまちづくりに取り組んできました。昭和63（1988）年、平成10（1998）年には、「人権に関する市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、一人ひとりが経済的、政治的、社会的にあらゆる差別を受けることなく基本的人権を保障される社会をめざして人権施策を実施してきました。

平成11（1999）年3月に「岸和田市人権施策基本方針」を策定し、教育の分野でも平成14（2002）年4月に「岸和田市人権教育基本方針」を策定しました。

平成17（2005）年12月には「岸和田市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、平成18（2006）年11月に「岸和田市人権施策推進プラン」を策定し、施策の充実に努めてきました。

これまで、各種団体や関係機関等と連携し、様々な方法で人権課題に関する啓発を続けてきましたが、インターネットを悪用した差別事象や特定の民族・国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の発生など、人権を取り巻く環境は変化しています。一方で、部落差別や障害者差別など、依然として解消が進まない差別事象も少なくありません。平成 27（2015）年実施の府民意識調査結果からも、府民の差別意識の解消が十分に進んでいない状況が明らかになっています。

今後は、これまでの成果を踏まえ、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現をめざすため、様々な課題を有する人々のニーズを的確に把握する必要があります。人権尊重の観点に立った施策を総合的に推進する中で、庁内連携、市民との協働をより強固なものとし、啓発の充実をさらに進めていきます。

ところで、平成 11（1999）年に策定された「岸和田市人権施策基本方針」は平成 19（2007）年に改訂されましたが、今日までの間に社会情勢は大きく変化しました。

平成 28（2016）年度の人権に関わる 3 つの法律の施行など、関係法令との整合を図るためにも「岸和田市人権施策基本方針」の全面改訂が必要となりました。

これにより、平成 18（2006）年に改訂された「岸和田市人権施策推進プラン」の全面改訂も必要となりました。これらの改訂については、「岸和田市人権尊重のまちづくり審議会」に諮問し、継続した審議を行うこととなりました。

3 基本理念

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
- 誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。

日本国憲法において、基本的人権の尊重は国民主権や恒久平和とともに、三大原則のひとつとなっています。すべての人は、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認めあい、多様性を尊重する必要があります。

このため、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

人権文化の創造とは、すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、またそのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することです。

岸和田市では、「すべての国民は基本的人権を享有し、法の下において平等である」とする日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言の精神を念頭に、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり、市民が主体的に人権に向き合える環境づくりをめざしてきました。21 世紀は「人権の世紀」と言われ、社会は少しずつ変わってきました。

しかしながら、人権にかかわる施策は個別課題ごとに推進されてきたため、それぞれに相当の成果は蓄積されましたが、それらがすべての行政分野で十分に活用されてこなかった一面があります。これにより、市民ニーズや社会情勢との隔たりも見られるようになっていきます。

様々な行政の役割のうち、最も大切なもののひとつが市民の命と財産を守ることと言えるでしょう。災害時に、女性、子ども、乳幼児を抱えた人、高齢で支援が必要な人、障害がある人、日本語が分からない人、性的マイノリティの人などが取り残されることがあってはなりません。そのためには、平時から、職員一人ひとりが様々な立場や状況にある人々の存在に気づき、想いを寄せながら施策を進める必要があります。

人権尊重の社会づくりに向けて、すべての行政分野で基本理念を踏まえ、総合的な施策の推進ができるよう、人権担当課の果たす役割が大きくなっています。

4 私の人権

住みたい場所に住む。好きな勉強をする。愛する人と結婚する。信じたいものを信じる。心の中を表現する。したい仕事をする……。これらは、日本国憲法で保障されているものです。(注1)

私たちはいつも選択をしながら生きています。そこには、人それぞれの想いや願いがあり、それらのひとつひとつを実現することで、自分が求める幸せや自分らしい生き方に近づいていきます。

想いを実現するためには、自分の努力がもちろん必要です。しかし、自分の想いや行動が誰にも邪魔されないことも大切な条件になります。価値観や人生観を押し付けたり、国籍や性別、社会的身分など自分で選択ができないことがらを理由に、自分らしく生きようとしている人の想いや行動を阻むことはできません。

自分らしく生きる。

人が生まれたときから持っている自由と権利である人権は、将来にわたりずっと守られていくべきものです。自分や家族が幸せになるための想いや願い、自由と権利は守りたい。守られたい。だからこそ、幸せになろうとする人たちの想いも守りたい。

悪意がなくても人を傷つけることにならないように、相手の状況を想像してみること。一人ひとり、違いがあることが「ふつう」であると気づくこと。

マイノリティの人に対して「例外扱い」をして、その存在に無関心でいることは、当事者にとって深刻な人権問題になると気づくこと。

私たちにできる、「人権尊重のまちづくり」への第一歩は、こんなことから始まるのではないのでしょうか。

5 人権施策の基本方向

1 人権啓発と教育の推進

人権が尊重される社会をつくるためには、すべての人々が人権問題について、自ら積極的に考え、行動することが必要です。これは、人々のたゆまない努力によって達成されるもので、その中で基礎となる教育や啓発の果たす役割はたいへん大きいと言えます。

(1) 人権啓発の推進

岸和田市では、人権に関する知識や意識をより深いものにするために、次のような取り組みを実施します。

① さまざまなタイプの啓発

講演会形式で人権問題にふれる「人権を考える市民の集い」、より身近な地域で参加できる「校区別人権セミナー」、1つのテーマを詳しく学ぶ「人権問題専門講座」の3つを啓発の大きな柱として、人権感覚を高め、理解を深める機会を提供します。

② 身近で継続的な啓発

人権週間などの時期に合わせた「広報きしわだ」への記事掲載や街頭啓発、人権啓発紙「人の輪」の発行など、継続した啓発を実施します。

③ 団体や地域との協働による啓発

各種人権団体や各地区市民協議会等との連携による啓発事業を実施します。企業対象研修や施設見学等の地域主催研修の実施などによって、様々な団体と連携を深めながら、人権意識の醸成を図ります。

(2) 人権教育の推進

岸和田市教育委員会では、「国際人権規約」及び「子どもの権利条約」、「日本国憲法」及び「教育基本法」並びに「岸和田市人権施策基本方針」等の精神に則り、次のような方針で人権教育を推進します。

① 人権及び人権問題についての理解を深め、人権問題の解決を自らの課題として積極的に取り組むとともに、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する人間の育成をめざし、教育のあらゆる場において人権教育を推進します。

② 人権問題が社会の変化に伴い様々な形で生じうる問題であることを踏まえ、その実態把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進します。

- ③ 市民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図ります。
- ④ 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図ります。

2 相談体制の充実

人権相談では、電話や面接によって相談者が抱える困りごとをまず傾聴します。次に、より良い解決方法を一緒に考え、必要に応じて適切な部署や関係機関を紹介します。

近年、情報化の進展によって、困りごとの解決方法がを見つけやすくなりました。いつでもどこでも、知りたい情報がすぐに手に入り、わざわざ時間をつくって相談する必要がなくなりました。また、岸和田市では、相談窓口が細分化されているため、専門の窓口につながりやすくなっています。このような状況によるためか、人権相談の過去5年の年間平均相談件数は50件となっています。

一方、発達相談や消費者相談は年間で平均1000件を超えています。相談窓口と困りごとの内容が明確で相談につながりやすいのかもしれませんが。

「どこに聞いていいのかわからないが、モヤモヤして苦しい」というような困りごとを整理する「なんでも相談」から人権相談がはじまるものと考え、活用しやすいものにしていきます。

(1) 身近に感じられるものに

人権に関わる相談というと、相談がしにくいと感じる人が多いかもしれませんが、身近で気軽に安心して話ができる場、困りごとの解決方法を一緒に考えてくれる場、と認知いただけるためのPRを強化します。

(2) フレキシブルな対応のために

電話や面接以外に、「市民からのお問い合わせメール」やFAXでも相談に応じます。また、土日や夜間の対応のほか、より専門的な相談、地元以外での相談を希望する人のために、大阪府人権相談窓口のPRを続けます。

(3) 新しい方法として

人権擁護委員による特設人権相談を市庁舎内で月に2回実施していますが、平成30(2018)年4月から、貝塚市とのグループ化による開催が始まり貝塚市庁舎内で月に1回実施される人権相談の利用も可能となりました。人権擁護委員の日(6月1日)や人権週間には、市民センターでの特設人権相談も実施し、引き続き人権擁護委員の協力を得て相談しやすい体制づくりを進めます。

3 人権問題の把握

人権問題には、社会共通の問題のほか岸和田市の地域の事情や特性による事案もあると考えられます。次のような方法で人権問題の把握に努めます。

(1) 庁内各部署の連携

- ① 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、ドメスティックバイオレンス（略して、DV）（注2）の担当部署との連携により状況を把握し、虐待やDV及びデートDV（注3）の予防啓発に取り組みます。
- ② 各課が実施する調査を活用し、人権課題に関する市民意識を把握します。
- ③ 各種審議会における意見や提案などから、各種施策に通じる人権問題に関する情報の収集に努めます。
- ④ 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の施行以降、毎年、各課を対象に「合理的配慮の提供」と「差別的取り扱い」について、調査を実施し状況の把握に努めています。

このほかにも、庁内連携を強化し、各部署が主体的に人権の視点をもって施策を進めるような働きかけを進めます。

(2) 関係機関・団体との連携

法務局や労働基準監督署、公共職業安定所、大阪府、府内各市町村のほか、大阪府人権協会をはじめとする府内関係団体との連携により、必要な情報交換や効果的な施策の推進をめざします。

また、岸和田市人権協会や各地区市民協議会等との連携のなかで、各構成団体や各地域における人権問題の把握や共有をしやすくします。

(3) 市民意識調査の実施

これまで、人権担当課では「人権に関する市民意識調査」により、岸和田市における人権問題の把握に努めてきました。今後も必要性を見極めながら、意識調査の実施を検討します。

6 取り組むべき主要課題

この方針では、社会全体の課題の次に、岸和田市の概要、人権担当課が特に取り組むべき課題を例示しました。

また、人権課題ごとに連携する部署を明確にすることとしました（別紙参照）。

人権担当課は、すべての人権課題について次の3点に取り組むことを前提とします。

- 関係施策の主管課と連携し、施策の推進状況を把握し、必要な調整に努める。
- 関係機関や団体と連携し、必要な情報を収集し、各施策の充実に努める。
- 人権課題への正しい理解を深めるため、様々な機会をとらえ啓発を続ける。

今後、社会情勢の変化により新たな人権問題が生起した場合は、必要に応じて方針の見直しを行うこととします。

なお、方針を具体化するための「岸和田市人権施策推進プラン」を改訂する際は、人権課題ごとに各課が推進する個別の施策を明確に記載し、プランの進行管理が確実にできる仕組みをつくることとします。

1 女性の人権

国連は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、翌年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、男女平等のための行動を本格的に開始しました。

昭和 54（1979）年には、「職場や家庭などあらゆる分野で、女性に対して差別的な法律はもちろん、規則や慣習等も見直していくことを規定した「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は昭和 60（1985）年に締結しました。

昭和 60（1985）年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（いわゆる男女雇用機会均等法）成立後、女性の就労環境を改善する法律が整備されてきましたが、セクシュアルハラスメント（注4）やマタニティハラスメント（注5）など、女性の人権に関する重大な問題があります。

平成 11（1999）年、「男女共同参画社会基本法」の施行や平成 28（2016）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる女性活躍推進法）の全面施行により、女性が活躍し豊かで活力のある社会の実現が求められるようになりました。

ところが、男女の格差を測る国際的指数である「ジェンダーギャップ指数」（注6）で、日本は 149 ヶ国中 110 位（2018 年）となっています。これをみると、「今は男女平等」とは言い切れない現状があることがわかります。

男女平等の理念は日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は、家庭や職場において様々な男女差別を生み、仕事でも家庭でも地域でも、女性も男性も自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現に向けた大きな障害の一つとなっています。

しかし、男女が対等で、互いに尊重しあえる共生社会づくりのためには、教育や啓発による意識改革だけではなく、育児や介護の負担を軽減させるための施策の充実など、具体的な条件整備を進めていく必要があります。

また、配偶者などからの女性に対する暴力も深刻な人権侵害です。

平成 13（2001）年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、相談対応や予防啓発が求められるようになりました。

DV の被害者は多くの場合女性であり、その背景には固定的性別役割分担意識や男女間の経済格差等、社会構造の問題が関与していると言われています。

ほかにも、性犯罪やストーカー行為などの被害者の多くは女性です。いわゆる JK ビジネスやアダルトビデオ等への出演強要、人身売買など、女性の心身を傷つける事案は後をたちません。

これらの人権問題に加えて、「同和地区出身者である」「障害がある」「外国籍である」等の女性は、複合的な差別と向き合わねばならない厳しい状況にあります。

女性だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、この問題についての関心と理解が必要です。

岸和田市では

- 岸和田と言えば「だんじり祭」が有名です。だんじり祭では、男女の役割が明確で、最も厳格な違いは「女性はだんじりに乗れ（ら）ない」ことかもしれません。これらの役割や暗黙のルールは、子どものうちから伝統の一部として受け継がれています。
- 平成 4（1992）年に「きしわだ女性プラン」を策定し、現在、「岸和田市男女共同参画推進計画—第 3 期きしわだ女性プラン」を推進しています。平成 23（2011）年 4 月に「岸和田市男女共同参画推進条例」が施行され、市民、事業者、教育関係者と協働し、男女共同参画のまちづくりに取り組んでいます。
- 平成 26 年度実施「男女共同参画に関する市民意識調査」結果
男女の平等感に関する質問では、「社会通念・慣習やしきたり」や「政治の場」、「社会全体」で「男性の優遇」を感じている人は 60%を超えていました。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに関する質問では、「賛成派」は 47.3%、「反対派」は 36.0%でした。
- DV相談件数は増加傾向にあり、平成 29（2017）年度は 215 件です。

人権担当課では

- 2021 年度の「（仮）岸和田市男女共同参画推進計画—第 4 期きしわだ女性プラン」の策定準備を進めます。各課題の解決に向けた施策を検討します。
- 平成元（1989）年に開館した女性センターが平成 31（2019）年 3 月に閉館し、同年 4 月に男女共同参画センターが開館します。男女共同参画推進の拠点施設として事業を推進します。

2 子どもの人権

平成元（1989）年の国連総会で、子どもを権利行使の主体と明確に位置付けた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択されました。

日本も平成6（1994）年4月に、この条約を批准しました。平成12（2000）年11月には、社会的に弱い立場にある子どもへの虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」（いわゆる児童虐待防止法）が施行されました。

平成25（2013）年9月には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「いじめ防止対策推進法」が施行されました。平成26（2014）年1月には、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

これら、子どもを守るための法律が整備されてきたように、本来、子どもは「守られるべき存在」です。と同時に、「権利の主体」でもあります。大人も子ども、人が人として生きる権利の重みは変わりません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

しかしながら、子どもの尊厳を傷つけ、健やかな成長を阻害するような問題が多発しているのが現状です。

認知された子どもへの虐待件数は増加し、虐待により死に至った痛ましい事案も後を絶ちません。また、いじめがインターネットやSNS（ソーシャルネットワークサービス）によって広がり、深刻化する事例もでてきています。SNSのグループ内でのやり取りなどは、周りの大人にとって、いじめに気づくことが難しく、発見や対処が遅れることがあります。

いじめは、自殺や殺傷事件等に至る場合があるように、重大な人権侵害であることを誰もが認識する必要があります。ほかにも、体罰や不登校、学校における暴力行為など、子どもを取り巻く問題は深刻になってきています。

このほか、児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、児童を性的なビジネスにする問題もあります。大人の身勝手によって子どもの心身が深く傷つけられ、子どもを犯罪に巻き込むような行為は決して許されるものではありません。子どもはかけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有していることを十分に認識し、一人ひとりの大人が自覚をもって子どもと向き合うことが必要です。

さらに、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現には、貧困問題の早急な解決が求められています。教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、世帯全体を支援することにより、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整える必要があります。

子どもは適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長や発達、自立を保障される権利を持っています。子どもが持つこれらの権利を守るために、必要な支援を検討し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

岸和田市では

- 平成16（2004）年6月に児童虐待防止ネットワークを設立し、平成17（2005）年4月には家庭児童相談担当を設置しました。現在、岸和田市子育て支援地域協議会を設置し、児童虐待防止ネットワーク部会のほか、障害児療育部会や子育て支援部会において関係機関等と連携した子ども、家庭への支援を実施しています。
- 児童虐待ホットラインや家庭児童相談、育児相談や教育相談、発達相談や子ども相談ダイヤルなどの相談窓口を設置しています。いじめ問題は、「岸和田市いじめ防止基本方針」に則り、学校、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・スクールロイヤーなどの専門家と教育委員会が連携し対応しています。

人権担当課では

- 教育委員会と連携し、いじめ問題について必要な対応に取り組みます。

3 高齢者の人権

現在、4人に1人が65歳以上の高齢者である日本は、世界で最も高い高齢化率となっています。かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、生活の様々な場面で支え合いの機能がありましたが、高齢化や人口減少が進み、人のつながりが弱まってきました。人生の様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会づくりが求められています。

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、平成18（2006）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる高齢者虐待防止法）が施行されました。しかしながら、老老介護や介護離職など介護者が精神的、身体的に過重な負担を強いられたり、負担を軽減できる支援と結びつかず孤立したりするケースなど、虐待につながったり、問題が重篤化したりする事案もあります。日頃から、高齢者や高齢者がいる家庭の存在に気づき気軽に声かけができるような関係づくりや、地域での課題を一人ひとりが「我が事」として捉えられるような意識づくりが大切です。

養護者からの虐待以外にも、高齢者の尊厳を傷つけるような事案も依然として発生しています。認知症高齢者への対応や特殊詐欺、施設におけるプライバシーの侵害や身体拘束など、高齢者を取り巻く社会問題は多様化しています。

今後、さらに増大する高齢者や認知症当事者の権利擁護や社会参加の促進、地域生活の充実が求められます。

地域で暮らす高齢者を支える両輪は、専門性のある支援者のネットワークが有効に機能することと地域に住む人たちの意識形成と言えるでしょう。

高齢者が必要に応じて福祉、介護、医療の支援を受けられるよう、行政と専門機関、地域の連携強化を図ります。また、高齢者を敬い、高齢者の想いに寄り添う姿勢を育むことをめざして、高齢者や認知症当事者への理解のための啓発が必要です。

岸和田市では

- 平成 20（2008）年 4 月に「岸和田市高齢者虐待防止ネットワーク」を立ち上げ、関係機関や民間団体等との連携協力体制を推進してきました。
- 平成 25（2013）年 10 月に高齢者の総合相談窓口「岸和田市地域包括支援センター」を 3ヶ所から 6ヶ所に増設しました。より身近な地域での相談が可能となりました。
- 「介護者家族の会」や「街かどデイハウス」、「認知症カフェ」、「認知症サポーター養成講座」など、地域に根ざした市民・介護保険事業者・医療機関による取り組みが続けられており、行政も支援しています。
- 行方がわからなくなった認知症高齢者などの早期発見のために「徘徊高齢者見守りネットワーク」を構築し、地域における支援体制の充実に努めています。
- 平成 29（2017）年 4 月から「認知症初期集中支援チーム」を設置し、複数の専門職で、本人や家族への初期の支援を包括的・集中的に行っています。

人権担当課では

- 相談事業の中で、高齢者虐待が疑われるなど、支援が必要な事案については、速やかな対応に努めます。

4 障害者の人権

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていきたいと思っています。

いろいろな人が互いに支えあい、それぞれの個性や能力を活かしながら、共に生きる社会をつくっていくことがみんなの願いです。

しかし、生活のさまざまな場にバリアがあることにより、自分らしく生きることができない人もいます。

障害は個人の心身機能の障害によるという「医学モデル」の考えでは、障害のある人に対する差別、虐待、隔離、特別視や家族介護の重視につながりやすいため、社会モデルの理解が求められています。

バリア、つまり障害とは、当事者の心身の機能に原因があるのではなく、社会（街のつくり、慣習や制度、文化、情報、人の心など）によって作りだされているものであるという考え方を「障害の社会モデル」といいます。障害のない人を基準にした社会のあり方こそが障害のある人に不利を強いているということ、様々なバリアを取り除いていくのは社会の責任であると理解することが共生社会づくりの第一歩となります。

平成 18（2006）年 12 月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約」（いわゆる障害者権利条約）が全会一致で採択され、日本は、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等、国内法を整備し、平成 26（2014）年 1 月に条約を締結しました。

国内では平成 5（1993）年に、すべての障害者は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示した「障害者基本法」が施行され、平成 16（2004）年には障害を理由とする差別禁止の規定が追加

されました。

また、平成 24（2012）年 10 月には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる障害者虐待防止法）が施行されました。そして、平成 28（2016）年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）が施行されました。これにともない、「合理的配慮の提供」が少しずつ知られるようになりました。当事者の想いを聞き、必要な変更や調整をする取り組みを事業者も含めた岸和田市全体で広げていくことになりました。

一方で、法が整っても、障害がある人は生活の様々な場で差別や偏見を感じているという現状もあります。平成 30（2018）年に特に顕在化した問題の一つに、障害者雇用の水増し問題があります。これは、障害のある人の社会参加や自己実現、自立した生活を阻害する要因の一つになるような行為です。

このほか、社会福祉施設などの設置に際して地域住民との摩擦（いわゆる施設コンフリクト）の問題もあります。

平成 28（2016）年 7 月、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、施設入所者 19 名の命が奪われ、多くの方が負傷するという事件が発生しました。

この事件の根底には優生思想があったと報道されています。

いわゆる「健常者」は、障害のある人を差別しようとか排除しようという悪意がなくても、障害がある人に対して、無意識のうちに自分は「助けてあげる側」にいたいと思いこんでしまいがちです。支援を「する側」と「される側」で線引きをしてしまうと、障害がある人の意思の尊重や主体性の理解が進まなくなる場合もあります。

障害がある人は守られるだけの存在ではなく、支援を受けながら住み慣れた地域で自立した生活をしたり、支援する側にまわったりする人もいます。一人ひとりの想いを聴き、主体性を理解して必要な支援を心がけることが大切です。

今は障害がない人も、加齢と共に心身の機能が衰えます。また、外見からは分かりにくい障害があり、理解や支援を必要としている人もいます。障害がある人が暮らしやすいまちとは、「いま、障害がある」人たちのためだけではなく、どんな立場の人も安心して暮らせるまちと言えるでしょう。

インクルーシブ（注 7）な社会をつくっていくために、社会のバリア及び心のバリアをなくしていくための取り組みが求められます。

岸和田市では

- 近年、障害当事者自身による、障害がある人の自立や社会参加をめざした活動や障害理解のための共生教育に取り組む活動が広がっています。
- 平成 20（2008）年度に障害者自立支援協議会を設置し、さまざまな関係者が連携し、障害がある人の支援に必要な取り組みを続けています。
- 平成 24（2012）年 4 月に計画相談支援（障害福祉サービスなどのケアマネジメント）が始まり、相談支援専門員が利用者のニーズを把握し、必要な支援を調整する仕組みができました。
- 平成 24（2012）年 10 月の障害者虐待防止法施行により、虐待の通報や届け出、相談の窓口として市役所内に障害者虐待防止センターを設置しました。
- 平成 27（2015）年 4 月に、障害者基幹相談支援センターを開設しました。障害がある人の総合的な相談窓口として、市民や関係機関からの相談に応じています。
- 平成 28（2016）年 4 月の障害者差別解消法施行により、職員対応要領を策定し、障害者差別解消支援地域協議会を設置しました。障害者差別を解消するためのセミナーも毎年開催しています。
- 援助や配慮を必要とする人が援助や配慮を受けられやすくなるように、平成 29（2017）年 6 月からヘルプマークストラップを、同年 11 月からヘルプカードを配布しています。
- 平成 31（2019）年 4 月の岸和田市手話言語条例の制定をめざし、準備を進めています。

人権担当課では

- 障害がある人の課内での実習受け入れを継続実施し、障害の理解促進と就労支援に努めます。
- 障害者支援課と連携し、障害者差別解消法の趣旨を広く周知します。合理的配慮（必要な変更や調整）への理解を深めるための啓発に取り組むとともに、各課及び市内事業所における実態把握に努めます。

5 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

昭和 40（1965）年に出された国の同和対策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。これを受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が定められ、昭和 44（1969）年から平成 14（2002）年までの 33 年間、国は地方公共団体と共に地域の住宅や道路などの生活環境を改善する事業を実施し、同和地区の劣悪な生活環境は大幅に改善されました。

しかしながら、平成 29（2017）年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」において、現在、どのような人権問題が起きていると思うかの質問で「結婚問題で周囲の反対を受けること」と回答している人の割合が 40.1%のほか、「差別的な言動をされること」や「身元調査をされること」、「就職・職場

で不利な扱いを受けること」と回答している人の割合がいずれも20%を超えています。

また、平成27年度に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」において、住宅を選ぶ際に重視する立地条件として「近隣に同和地区があると言われていないか」と回答した人の割合が13.4%であることから、忌避意識の払拭が同和問題の解決のための大きな課題のひとつであることがわかります。

依然として存在する結婚差別、差別発言、差別落書き等の人権問題のほか、差別的な内容の文書の送付やインターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案も発生しています。

これらの問題を解消するために平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる部落差別解消推進法)が施行されました。

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、市には必要な施策を実施する責務があります。

これまでも、同和問題に関する啓発は続けてきましたが、同和問題に対する誤解や偏見の多さは課題のひとつとなっています。「みんな言っている」「噂を聞いた」「ネットで見た」などの「人づて」の誤った情報により同和問題を認識してしまうと、次は、自らが誤った情報を広めてしまうことになりかねません。誤った認識をすぐに訂正できる機会があればいいのですが、同和問題はふだんの会話のなかで話題に上りにくく、議論や訂正の機会は多くはないでしょう。また、部落差別をなくすためには、「そっとしておくのがいい。寝た子を起すようなことはしないほうがいい」「同和地区出身の人がかたまって住まずに分散して住めばいい」というような意見があります。しかし、正しい知識を持っていない限り、誤った情報に接したときに訂正することはできません。

同和問題への正しい知識を増やし理解を深め、おかしいことにはおかしいと言える人を増やしていくために、気づきや学びの場を継続して設けていく必要があります。

一方で、同和問題の解決を阻む大きな要因になっているもののひとつに、いわゆる「えせ同和行為」があります。同和問題を口実として高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど、不当に利益を得る行為を言います。えせ同和行為は、同和問題について誤った差別意識を植え付けるとともに、国、地方公共団体、民間運動団体等が永年にわたって努力してきた同和問題の解決のための教育や啓発の効果を覆すことにもなりかねません。

えせ同和行為に対処するためには、同和問題に関する正しい知識を得ることを通じて、そのような行為に対して毅然とした態度で臨むことが重要です。

同和問題への正しい知識と理解を深める機会の提供をはじめ、部落差別につながるような調査の規制をめざした取り組みなど、継続した施策の実施が必要です。

岸和田市では

- 「同和地区が存在しないために、この問題の重大さや深刻さが厳しい形で認識されるということが少なかったと言える」（『岸和田市史』第5巻）とあるように、今もなお、差別や偏見によって様々な権利を侵害されている人の存在を認識しにくいことが岸和田市の課題の一つに挙げられます。

人権担当課では

- 同和地区が存在しない＝当事者がいない＝差別はない、ということにはなりません。「同和問題は、自分には（岸和田市には）関係のない話」にはなりません。同和問題を自分ごととして捉え、「差別や偏見をなくすために取り組む人」を増やすための啓発や教育を続けます。

6 外国人の人権

岸和田市では外国籍の人のうち、39.0%が韓国・朝鮮籍となっています。

これらの人のなかには、差別や偏見を避けるために本名を名乗らずに、日本名（通名）で生活している人もいます。日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯を正しく理解しないまま、誤った認識により差別や偏見を引き継いでいては多文化共生をめざす時代のあるべき姿に近づけません。特に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、決して許されないものです。

こうした差別的言動を解消するため、平成28（2016）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆるヘイトスピーチ解消法）が施行されました。確かに表現の自由は日本国憲法で保障されていますが、誰かの人権を踏みにじるような表現を認めているものではありません。多文化共生の社会をめざしてこの法律の趣旨を踏まえ、正しい歴史認識ができるような機会づくりが必要です。

また、近年、地域で生活する外国人を見かけることが増えてきました。

ニューカマーと言われる人たちは、技能実習生として来日する人が多く、実習受入先の姿勢により、様々な問題を抱えています。特に、実習生を安価な労働力とみなすような事業所の対応は制度の悪用であり、外国人の人権を踏みにじる社会問題となっています。

ニューカマーにとっては日本語の習得も重要な問題です。職場はもちろん医療や子どもの教育など生活全般において、言葉の問題はたいへん厳しい状況にあります。また、生活習慣や文化の違いからくる相互理解の欠如により、近隣住民とのトラブルにつながる可能性もあります。

このようななか、平成30（2018）年12月に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が公布されました。今後、単純労働を含む外国人労働者の受け入れの拡大が始まると、岸和田市に住む外国人のさらなる増加が予想されます。さらに、今回新設された「特定技能2号」に認定される

と家族の帯同も可能となるため、複雑多岐にわたる生活全般の問題の発生が予想されます。言語の習得などの生活上の支援を含め、ニューカマーの人権及び地域住民の人権を尊重しあうための施策の検討が必要となります。

岸和田市では

- 大正時代、市内の紡績工場が朝鮮人女性の本格的、計画的募集を実施し雇用を増加したため、女性の在住朝鮮人が多くなったという経過があります。現在、岸和田市に住民登録のある外国籍の人のうち、韓国・朝鮮籍の人は最も多く 39.0%です。(平成 30 (2018) 年 12 月 31 日現在)
- 国際親善協会では、会員向けにボランティアで外国人の日本語指導をしています。この「日本語サロン」は、日本語だけでなく日本の文化を学べたり、日々の困りごとを相談できたりする場、日本人と外国人の相互の学びの場となっています。
- 外国人の転入生が増えてきています。日本語指導が必要な児童生徒に対し、定期的に指導員を派遣し、充実した学校生活を送れるよう支援しています。また、文化の違いによるいじめが起こらないように、異文化理解の教育が大切です。平成 30 年度は、「在日外国人教育をすすめるために～外国にルーツのある子どもや保護者の思いや願いを気づくには～」をテーマに幼小中高の教諭・教員対象の研修を実施しています。
- 岸和田市議会では、平成 5 (1993) 年 9 月、全国に先駆けて「定住外国人に対する地方選挙への参政権など人権保障に関する要望決議」を全会一致で可決しました。
- 平成 17 (2005) 年 8 月に、岸和田市住民投票条例が施行されました。住民投票の有資格者には、「満 18 歳以上の定住外国人」も含まれました。

人権担当課では

- ヘイトスピーチを許さない毅然とした態度を貫きます。
- 市には外国籍の人たちの生活に密着した支援を担当する部署はありません。まずは、市役所の窓口の各種申請様式を工夫することの提案など、言葉の問題を解消する方策を研究します。

7 HIV やウイルス性肝炎など感染症に対する偏見や差別

HIV やウイルス性肝炎等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とは言えない状況にあります。これらの感染者・患者等が周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズや B・C 型のウイルス性肝炎は主に血液を介して感染し、日常の接触では感染しません。

一人ひとりが感染症に対する正しい知識と理解を持ち、感染症患者が偏見や差別で苦しむことなく、安心して学び、働き、生活できる社会を築くための理解の促進が必要です。

岸和田市では

●平成8年から3年間、文部省（現文部科学省）から、エイズ教育（性教育）推進地域事業指定に春木小学校、春木中学校と府立岸和田高校が指定され、学校、地域、家庭の三者で活動推進に努めてきました。現在は、学校教育を中心として、正しい知識や実践力を習得するよう性教育の充実に努めています。

人権担当課では

●教育委員会と連携し、取り組みの紹介や啓発に努めます。

8 ハンセン病元患者・回復者に対する偏見や差別

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても現在では優れた治療薬が開発されており、早期発見・早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。

明治時代に「ハンセン病は感染症」という情報が日本にも入ってきましたが、それまで信じられていた遺伝病説は完全には消えず、さらに必要以上に感染症であることが強調され社会に広まりました。そして、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」と考えられてしまいました。

明治40（1907）年に制定された「らい予防法」によって、強制的な隔離政策が進められ、平成8（1996）年に法律が廃止されるまで、患者は家族と引き裂かれ療養所に強制入所させられました。隔離政策が社会の偏見や差別意識を助長し、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

強制的な隔離政策で人権を侵害されたとして、ハンセン病療養所の入所者らが起こした「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、平成13（2001）年に原告の主張をほぼ認めた判決が出されました。そして同年、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、その名誉回復等を国が行うこととされました。しかし、平成15（2003）年11月にあった宿泊拒否に見られるように、病気に対する根強い誤解や無理解が入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。また、入所者自身が高齢で身寄りがないことや長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたことなどから、社会復帰が困難な状況もあります。

平成20（2008）年6月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、「何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、ハンセン病患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されています。

また、国は6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」としています。

入所者が地域社会へ復帰・交流することのできる環境を整えるため、ハンセン病に関する正しい知識と理解を深める機会をつくる必要があります。

岸和田市では

- 平成 22（2010）年度は、ハンセン病回復者や支援者による講演を実施しました。
- 平成 23（2011）年度は岸和田市を南北に貫く、通称、小栗街道にまつわる説経節「おぐり」を材題にした講演を実施しました。「おぐり」は、街道の名前の由来である小栗判官がハンセン病になって熊野詣をし、湯の峯温泉に入って全快する物語です。国立療養所は遠く離れた場所にあります、ハンセン病とのつながりは身近にもあるものと伝えました。

人権担当課では

- 人権を考える市民の集いや校区別人権セミナー等の開催時のアンケートで、「関心のある人権テーマ」についてたずねると、ハンセン病は残念ながらいつも低い順位となっていました。関心を持ってもらいにくいテーマであればこそ、定期的に啓発を続けます。

9 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は根強く、定職や住居を確保できない等の人権問題が発生しています。罪を償い社会復帰をめざす人たちにとって、家族からの拒絶や社会からの孤立は更生意欲の低下や再犯の可能性につながりやすく、厳しい状況だと言えます。

刑を終えて出所した人が地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人が更生意欲を維持し強い意志で努力を続けると共に、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。社会復帰後も途切れることなく、必要な指導や支援を受けられる仕組みは十分とは言えませんが、再犯防止のためにも、社会全体で関心と理解を深めるための取り組みが必要です。

平成 28（2016）年 12 月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されています。再犯防止の啓発については、毎年 7 月を強調月間として“社会を明るくする運動”が実施されています。

これらの意義を踏まえ、刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別をなくすため、更生を支援する民間団体との連携などによる啓発が大切です。

岸和田市では

- 岸和田地区保護司会、岸和田地区更生保護女性会、岸和田地区協力雇用主会の方々が地方更生保護委員会や保護観察所などの国の機関や関係機関と連携して更生保護活動を進めています。刑務所・少年院を仮釈放・仮退院する人の帰宅先の環境調整、保護観察、生活、就職等の支援から、地域社会への啓発などの幅広い活動があります。

人権担当課では

- 平成 30（2018）年度の人権問題専門講座のテーマとして、市内事業所へも PR をしました。協力雇用主を増やし、支援者の後方支援につながるような取り組みに努めます。

10 犯罪被害者の人権

誰もが犯罪被害者になる可能性があります。思いがけず犯罪に巻き込まれ、被害者となった人たちが置かれている状況や心情について、私たち一人ひとりが正しく理解し、自分自身に関わる問題として考えていくことが必要です。

犯罪はそれ自体が人権を無視した行為です。犯罪被害者は、突然の理不尽な行為により命を奪われたり、身体や心を傷付けられるといった直接的な被害のほか、捜査や裁判の過程における精神的負担や時間的・経済的負担などにより生活の激変を余儀なくされます。さらに、事件後に生じるさまざまな二次的被害を受けることもあります。例えば、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、過剰な取材や報道により私生活の平穏が脅かされたりする問題は、犯罪被害者はもちろん、家族の人権の侵害にもつながります。

また、被害を受けた原因の一端が被害者自身にあるかのような誤解や誹謗、中傷によって社会から孤立したり、退職や転居を余儀なくされるなど、被害者側でありながら失うものがあまりにも大きく、支援が必要とされてきました。

その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成 17（2005）年 4 月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。この法の趣旨を踏まえ、国や犯罪被害者等の援助を行う民間団体等との連携した取り組みが必要です。

毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの 1 週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

犯罪被害者や家族が平穏な生活を取り戻すことができるよう、社会全体で支えていくための啓発が必要です。

岸和田市では

- 人権啓発のテーマで関心のあるものをたずねたアンケートで、犯罪被害者の人権についても関心の低さがあったため、平成 30（2018）年度の人権問題専門講座のテーマとしました。

人権担当課では

- 自らが犯罪の被害者になることは想像しにくいかもしれませんが、最近、煽り運転による事故やトラブルが頻繁に報道されるように、いつ、どんな犯罪に巻き込まれるか予測ができません。周りの人が被害に遭った時に、二次的被害を与えてしまわないためにも、被害者に寄り添う気持ちを育めるような啓発に取り組みます。

11 インターネットを悪用した人権侵害

インターネットは私たちの生活の利便性を高めるものとして、急速に普及してきました。いつでも手軽に情報を入手でき、誰でも容易に情報を発信できるため生活に欠かせないものとなっています。しかし一方で、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でのいじめなど人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や、同和問題に関して差別を助長するような内容の書込みがされることもあります。

私たちには表現の自由はあるものの、他者の人権を侵害するような表現はゆるされるものではありません。インターネットを扱う一人ひとりが、モラルと人権意識を高める必要があります。情報を発信するときには、たとえ悪意がなくとも、他者の人権侵害につながることをないように個人情報やプライバシーの保護に細心の注意をはらわねばなりません。また、自身を守ることへの留意も大切です。

一度、インターネット上に出た情報は削除することが極めて困難です。リベンジポルノ（注8）などにより、生涯にわたり苦しむ結果にならないように、写真や情報の取扱いを慎重にすることの理解が必要です。

情報を受けとる側になるとときには、様々な情報に惑わされることなく主体的・批判的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を高めようとする意識を子どもの頃から育てていくことが大切です。

また、近年、アダルトサイトや薬物サイト、自殺や違法行為を助長するサイトなど、様々な有害サイトがあらわれています。これらの有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの人権侵害事案も発生しています。特に、子どもは判断力や対応力が乏しいため、フィルタリング（注9）などによって子どもの安全が保てるように、大人が正しい知識を身につけることが大切です。

岸和田市では

- だんじり祭や26号線の暴走行為（イレブンスリー）などのように、偏ったイメージでの報道や情報発信をされることがあります。特に、だんじり祭については、一部を切り取って誇張された情報は現実のすべてを正しく表現していないことを岸和田市に住む私たちならば理解しやすいでしょう。しかし、何も知らない人からすると、見聞きした報道や情報を鵜呑みにして、岸和田市やだんじり祭に対する誤解や偏見を持ってしまうかもしれません。
- 学校では、教員向けにICT研修（情報モラル研修）を実施するとともに、資料提供等を行い、メディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育充実に努めています。

人権担当課では

- ものごとをひと括りにして考えたり、ひとつの側面から判断したりせず、間違った情報に与しない姿勢でメディアと向き合うことの大切さや、自由に情報発信ができるからこそ、誰かを傷つけることのないように、メディアリテラシーの啓発に取り組みます。

12 北朝鮮当局による人権侵害問題

政府が確認している最初の拉致被害が発生してから既に40年以上が経過しました。1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮が多く日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました。家族と引き離され、自由とすべての権利を奪われた被害者やその家族の想いははかりしれません。

政府認定の拉致被害者17名の中には、失踪当時(昭和53(1978)年6月)、大阪市内の飲食店で勤務していた原教晃(はら ただあき)さんも含まれており、拉致問題は大阪府に暮らす私たちにとっても切実な問題です。

これまで政府は、北朝鮮側に対し、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求してきました。

平成18(2006)年6月に、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

法では、国及び地方公共団体の責務等のほか、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国や自治体は拉致問題その他、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に取り組んでいます。拉致問題の解決は我が国の喫緊の国民的課題ですが、これを含む北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

国連総会本会議で、外国人拉致問題への深刻な懸念と早急な解決等を求める「北朝鮮人権状況決議」が平成17(2005)年以降、毎年採択されています。

拉致問題の解決のためには、政府の外交をはじめとするさまざまな取り組みはもとより、国民全体そして大阪府民全体の問題として、一人ひとりが関心と認識を深め、「決して許さない」「必ず取り戻す」との世論を高めていく必要があります。拉致被害者の一日も早い帰国をめざして、引き続き政府を強力に後押しする取り組みを進めます。

なお、政府が、北朝鮮による拉致被害者として認定したのは17名です。このうち5名は既に帰国を果たしましたが、残りの12名については帰国できないままです。また、朝鮮籍の幼児2名が日本国内で拉致されたことも明らかになっています。このほかにも、特定失踪者と言われる「拉致の可能性を排除できない人々」が883名(平成30(2018)年10月1日現在)もおられます。

そのなかには、岸和田市に縁のある人も数名含まれていることが公表されています。政府は認定の有無に関わらず、全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように北朝鮮に強く求めています。

拉致問題は北朝鮮という国家による犯罪であり、在日韓国・朝鮮人や北朝鮮の一般の国民には何の責任もありません。拉致問題について考える際には外国人の人権への配慮が必要であることの認識も大切です。

岸和田市では

- 平成 26 年度の人権を考える市民の集いは、拉致被害者のひとりである蓮池薫さんの講演でした。定員（500 名）を超えたためホールに入場いただけなかった人も多数おられ、拉致問題への関心の高さがうかがえました。
- 平成 30（2018）年の岸和田市議会第 4 回定例会において、「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」が上程、採択されました。

人権担当課では

- 「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」が平成 30（2018）年度から 2 年続けて開催されました。オール大阪での取り組みに岸和田市も継続して参加し、情報発信に努めます。
- 映画「めぐみー引き裂かれた家族の 30 年」の上映会の周知など、拉致問題解決の一助となるよう努めます。

13 ホームレスに対する差別や偏見

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々がたくさんいます。ホームレスと言われる人々は、病気や環境上の問題から生命の危険にさらされています。また、嫌がらせや集団暴行の対象になり、不幸にも生命を落とすという事件も起こっています。

これは、人間の尊厳に関わる人権問題であり、無関心のままですまされることではありません。

路上（野宿）生活に至る原因は、人によって様々です。日雇労働に長年就いてきた人たちの高齢化や会社の倒産等による失業・仕事の減少など、経済的な原因によるものが多数を占めますが、家庭内の問題など複数の原因が複雑にからみ合っているケースも少なくありません。ホームレスの多くは、アルミ缶や家電製品等の廃品を収集して得た収入で生活していますが、就職したいと望んでいる人も少なくありません。

ホームレスの自立を図るため、平成 14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（いわゆるホームレス自立支援法）が 10 年間の限時法として施行され、平成 24（2012）年 6 月に 5 年間、平成 29（2017）年 6 月に 10 年間その期限が延長されました。

平成 25（2013）年に、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針が見直され、就業機会や居住場所の確保、保健及び医療の確保など基本的な取組方針に加え、固定・定着化が進む高齢層のホームレスに対する支援等の事項が新たに示されました。平成 27（2015）年 3 月には、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施すること等が示されました。しかし、ホームレスの自立促進に向けた取り組みが行われる一方で、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題はなくなっていない現状があります。

また、路上で生活するホームレスとは異なりますが、住居を失い漫画喫茶やイ

インターネットカフェ等の店舗で寝泊まりしながら不安定就労に従事する人々（住居喪失不安定就労者）についても、社会問題となっています。

定住や定職が困難な状況にある人の自立支援の担当部署と必要な連携をしながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消をめざした啓発活動や相談事業に取り組む必要があります。

岸和田市では

- 必須事業として自立相談支援事業と住居確保給付金事業を実施しています。任意事業としては、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び学習支援事業を実施しています。
- ホームレス対策としては、定期的な巡回相談を行い、生活状況の把握や医療相談等を行うとともに、生活保護等への支援を行っています。

人権担当課では

- 人権相談の事案があったときには、担当課を案内しています。

14 性的マイノリティの人権

性には、生物学的な性（からだの性）、性自認（こころの性。自分の性をどのように認識しているか）、性的指向（恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか）の3つの要素があります。

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）を示す概念として、それぞれの頭文字からとってSOGI（ソジ）と呼ぶこともあります。

性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。生物学的な性と性自認が一致している人や、性的指向が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない性的マイノリティ（少数派）の人がいます。

性的マイノリティの人権問題に関する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じています。

性的指向についてのマイノリティには、L（レズビアン。同性を好きになる女性）、G（ゲイ。同性を好きになる男性）、B（バイセクシュアル。異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人）がいます。

性自認についてのマイノリティには、T（トランスジェンダー。からだの性とは異なる性を自認する人）がいます。

それぞれの頭文字をとって、「LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）」と表現されています。また、LGBTは性的マイノリティの総称としても使われています。

しかし、LGBT以外にも、性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、あるいは性的指向や性自認を持たない人もいます。

また、「LGBT」と「そうでない人」というようなはっきりした境界があるわけではありません。「からだの性」と「こころの性」にズレがあり、そのズレは大きなものから小さなものまであり、グラデーション（注10）になっています。

からだところの性が一致しないために違和感を持ったり、からだの性をところの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望む人もいます。

平成 30（2018）年に国内で行われた民間の調査では、性的マイノリティの人は全人口の 8.9%という結果が出ました。約 11 人に 1 人の割合です。

学校生活で制服やトイレ、更衣室、修学旅行ほかの困難があると、不登校になるかもしれません。また、職場等で不適切な取り扱いを受けることがあるかもしれません。自分が性的マイノリティであることに気づかずに悩んだり、気づいても誰にも言えずに苦しんだり、生きづらさを感じている人は、身近にいるかもしれません。

ところで、テレビで見るようにゲイの人が皆、女装をしていわゆるオネエ言葉を使うわけではありません。「メディアで活躍する」ゲイの人のイメージで「一般の」ゲイの人のことを決めつけて見ることは避けるべきです。一人ひとりの個性に応じた関わりについて理解する必要があります。

まわりの人が性的マイノリティを否定していたり、理解がなかったりすると、当事者は孤立を余儀なくされるかもしれません。親や家族に理解されないときの絶望感から立ち直ることは容易ではないかもしれません。性的マイノリティの自殺率はそうでない人より高いとされています。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、誰もがありのまま、自分らしく生きることができる社会に向け、性の多様性について誰もが理解を深めることが大切です。

その取り組みが進められているなか、平成 30（2018）年には性的マイノリティに対する偏見が何度もメディアで取り上げられ、社会に影響を与えました。

一方で、「ALLY（アライ）」を増やす動きも進んできました。「アライ」とは、同盟や支援を意味する英語 ally が語源で、LGBT に代表される性的マイノリティを理解し支援するという考えやその考えを持つ人のことです。

誰もがそれぞれのセクシュアリティを持っているという考え方に基づいています。互いのセクシュアリティを尊重しあう気運の醸成が求められています。

岸和田市では

- 教職員対象の研修等を通じて適切に理解を深めるよう取り組みを推進しています。また、個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒が相談しやすい体制を整えるよう努めています。

人権担当課では

- 教育委員会との共催で、毎年、「男女共生担当職員研修」を開催しています。近年は、性的マイノリティの当事者による講演を実施しています。引き続き、啓発に努めます。
- 「生と性の学習」に取り組んでいる登録グループと共催講座を開催し、幅広い世代へ性の多様性についての啓発に取り組んでいます。

15 労働者をめぐる人権

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをハラスメントと言いますが、職場におけるさまざまなハラスメントが社会問題化しています。

パワーハラスメント（注11）もそのひとつです。

昭和 60（1985）年 5 月に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（いわゆる男女雇用機会均等法）が成立した後、平成 3（1991）年に「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律」（いわゆる育児・介護休業法）、平成 5（1993）年に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆるパートタイム労働法）、平成 15（2003）年に次世代育成支援対策推進法、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（いわゆる女性活躍推進法）が成立し、主に女性の就労環境を改善する法律が整備されてきました。

男女雇用機会均等法では、「性別を理由とする差別」（注12）、「間接差別」（注13）などが禁止されています。また、職場におけるセクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策を事業主に義務付けています。しかし、セクシュアルハラスメントのほかにも、マタニティハラスメントやパタニティハラスメント（注14）など、職場における様々な問題があります。

近年、「育児をしながら」、「介護をしながら」、「闘病しながら」などのいわゆる「ながらワーカー」が増えています。それぞれの事情を理解しあえる職場環境づくりが必要です。働く人のワークライフバランス（注15）を考え、必要な取り組みをする企業がある一方で、深刻な社会問題となっている過労死の原因となるようなブラック企業の存在もあります。

ほかにも、就労形態や職種、職業に関する偏見や差別、本人の適正・能力に基づかない不合理な採用選考、賃金や昇給等における男女の不当な待遇などの問題が解消されない現状もあります。

私たちの生活を支える仕事には多様な職種や働き方があります。その中で、「現場職」や「非正規社員」だからと、仕事の中身やその人のことを知らないにも関わらず、仕事のイメージに優劣をつけ、一方的に判断をしてしまうことがあるかもしれません。一人ひとりの職種や働き方の違いを理解・尊重し、優劣はないという認識を広めていく必要があります。また、障害がある人や性的少数者の就労への理解促進や今後、増加すると見込まれる外国人労働者への対応が求められます。様々な背景をもった人たちで構成される職場環境をよりよくするために、関係法の周知と人権意識の向上のための啓発が必要です。

このほか、若年層の不就労問題（いわゆるニート問題（注16））があります。

一人ひとりの背景を理解することなく、ひと括りにして「怠け者」「自分勝手」などと決めつけ、その存在を認めないというような風潮はないでしょうか。何らかの事情があり、今はそうせざるを得ない状況にある人もいることへの理解が求められます。

岸和田市では

●労働相談の実施

職員による電話や面談による相談、社会保険労務士による相談を受け付けています。法的専門性の高い相談には、弁護士相談を案内しています。相談の担当者は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、ハラスメント防止の講義など、府主催の相談員向け研修に参加してスキルを高めています。

●各種講座・セミナーの実施

雇用・労働に関する基礎知識を高め、関係法の周知・啓発のため、講座等を開催しています。

人権担当課では

●市内の事業者や関係団体との連携を強化し、必要な啓発に取り組みます。

16 当事者の家族の人権

「〇〇だから」という理由で、それまでの平穏な日常生活を失う。愛する人との結婚を諦める。社会から孤立する。就労を断られる。これら以外にも、差別や偏見によってさまざまな権利を奪われることがあります。

そして、「〇〇の親だから」とか「きょうだいに〇〇がいるから」という理由で、当事者の家族の権利も奪われることがあります。自分では責任の取りようがないことを理由に、さまざまな不利益を被ることについて社会全体で考える必要があります。

(1) ハンセン病患者の家族のこと

現在、訴訟にもなっているように、ハンセン病患者へのたいへんな人権侵害がありました。誤った政策によるすさまじい偏見や差別によって、愛すべき親やきょうだいが自身の人生を脅かす存在となってしまいました。

患者の存在をひた隠しにして生きざるを得なかった家族の人生と、「隔離政策」によって断絶された家族関係は元に戻すことはできません。ハンセン病を正しく理解し、元患者の家族や遺族への過ちを二度と繰り返さないよう啓発を続ける必要があります。

(2) 刑を終えて出所した人や犯罪被害者の家族のこと

それぞれの項でふれたように、無責任なうわさや誹謗、中傷によって、何の罪もない人が平穏な生活を奪われることのないよう、偏見や差別をなくすための啓発が必要です。

(3) 障害がある人の家族のこと

障害のある人の親の中には、生涯をとおして子どもを中心とした生活を送ることになる人もいます。それまでの生活からの変更や調整を余儀なくされることも少なくありません。最も深刻な問題の一つに、自身の健康や将来への不安があります。もちろん完全とは言えませんが、福祉サービスの利用により、親

が休息の時間を持てたり、親亡き後も住み慣れた地域での生活を継続できたりするようになってはきました。

しかし、社会の理解の少なさからくる偏見や差別、制度や慣習や物理的な問題などによるバリアによって、家族が自身の権利を行使できない事案が現実にはたくさん存在します。地域の理解が得られないために、孤立したり転居に至ったりする例もあります。また、心身の疲れからくる最悪のケースとして、虐待につながる恐れもあります。障害当事者だけでなく、家族を支える必要性を認識することが大切です。とはいえ、以前に比べて近所のつながりが弱くなった現在では、家族の異変に気づける機会は少ないかもしれませんが、互いに支え合える地域、声かけをし合える地域づくりができれば、状況は変わっていきます。

また、障害のある人のきょうだいの中には、学校生活や就職、結婚など成長に応じて葛藤が生じる人もいます。

障害のある人のバリアを考えた場合、人の意識と社会の環境の2つが、当事者はもちろん、その家族の人生を大きく左右することから、制度の充実を検討する一方で、心のバリアフリーを広げるための啓発が必要です。

(4) 高齢者の家族のこと

介護が必要な高齢者の家族についても同じ様な課題があり、いわゆる老老介護や介護離職の問題も深刻です。今後さらに認知症高齢者が増加していくと、外出時に戻れなくなることや、事故等による補償問題など、精神的にも経済的にも家族の負担はより大きくなると見込まれます。

超高齢社会である現在、高齢者の家族が抱える問題は深刻です。支援を必要とする家族が孤立せず、安心して生活できる地域づくりのためには、高齢者の家族に寄り添い、互いに気遣い合える関係性を育てていくことが大切です。

高齢者の問題はいつかくる自分の問題であり、地域全体の問題であるということ認識しつつ、高齢者への理解を深めることが地域を豊かにし、家族の人権を守ることにもつながるということを広めていく必要があります。

(5) その他のマイノリティの人の家族のこと

それぞれの項でふれたように、多数派が普通とされる中で、マイノリティの人は、さまざまな差別や偏見と向き合っています。それぞれの家族の人権まで傷つけられることがなくなるように、人権意識を高める取り組みが必要です。

岸和田市では

●今回の方針改訂で、初めて家族の人権を取り上げました。見過ごしてはならない人権課題です。

人権担当課では

●各課の施策の充実が家族の人権を守ることにつながるため、各施策の推進状況の把握に努めます。

●家族の支援につながる情報を収集し、相談対応の際には適切な助言ができるようスキルを高めます

17. さまざまな人権問題

他にもさまざまな人権問題が存在しています。

例えば、遠く感じられる地域での問題や身近にあるとは思えないことについては、自分ごととして捉えにくいものです。しかし、次のような問題があることを理解する必要があります。

- アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が存在していること。
- 福島第一原発事故により避難している人への偏見や差別があること。
※転校先でいじめを受ける事案などが特に問題となりました。
- 人身取引（トラフィッキング）が重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題であること。
※性的搾取等を目的とした事案が発生しています。

また、外見に症状がでるものや外見に起因することにより、差別や不当な取り扱いを受ける、いわゆる「見た目問題」があります。

- 生まれつきのアザや事故・病気によるキズやヤケドがある人、脱毛症の人、アルビニズム（白皮症）（注17）の人などが、学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されるなどの問題があること。
※国連は6月13日を国際アルビニズム（白皮症）啓発デーと定めています。
- 地毛の色を理由に入学を断られたり、学校で行き過ぎた指導をされたり、就職できなかつたりする問題があること。

私たちは、毎日多くの人と接しながら生活していますが、会話の中の何気ない一言で、無意識に誰かを傷つけているかも知れません。人権を「自分の問題」として見つめ直し、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざしましょう。

7 推進体制

1 総合調整機能の強化

（1）人権意識の高揚のために

市民一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための啓発をします。

様々な機会をとらえて、気づきの場の提供に努めます。

(2) 人権擁護を進めるために

人権相談をとおして、困りごとを解消し市民が自己実現に近づくことができるよう支援します。

人権に関わる相談には、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくないことから、これらの要因を解きほぐして整理し、市民が主体的に解決方法を選択できるよう、相談スキルの向上に努めます。

各種相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が実施する援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供します。

(3) 人権問題の把握のために

市民の困りごとのほか、地域における課題を把握し適切な対応がとれるよう、相談窓口を周知するほか、各種団体との連携強化に努めます。

2 庁内体制

(1) 職員の意識向上のために

人権が尊重される社会の実現に深くかかわる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であるため、関係部署と連携し、市職員に対する人権研修を充実します。

(2) 横断的な取り組みのために

岸和田市人権施策推進プランの改訂及び進行に取り組むための仕組みをつくります。また、市内における人権課題や岸和田市人権尊重のまちづくり審議会における様々な意見や提言をふまえ、各部署が主体的に人権擁護の視点に根ざした事業を推進するために必要な協力、連携に努めます。

3 関係機関・団体との連携

(1) 行政機関との連携

人権施策を効果的に推進するために、法務局、労働基準監督署、公共職業安定所等の関係機関や大阪府、府内市町村との協力・連携に引き続き努めます。

(2) 各種団体との連携

効果的な啓発活動を継続します。人権問題を的確にとらえる感性や人権を重視する姿勢を育むために、家庭・学校・職場・地域などの身近なところで、気づきや学びの機会をつくります。

用語解説

注1 日本国憲法関係条文

私たちの自由が守られることの前提に個人の尊重と公共の福祉・第13条があります。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

①住みたい場所に住む

居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由・第22条

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

②好きな勉強をする

学問の自由・第23条

第23条 学問の自由は、これを保障する。

③愛する人と結婚する

家族関係における個人の尊厳と両性の平等・第24条

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

④信じたいものを信じる

信教の自由・第20条

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

⑤心の中を表現する

集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護・第21条

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

⑥したい仕事をする

居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由・第22条

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

注2 ドメスティックバイオレンス（DV）

DVは、一般的には「配偶者など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使い、被害者は多くの場合女性であり、その背景には固定的性別役割分担意識や男女間の経済格差等、社会構造の問題が関与しているといわれています。

注3 デートDV

交際相手同士の間で起こる暴力（DV）のこと。

注4 セクシュアルハラスメント

男女雇用機会均等法においては、職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること（対価型セクシュアルハラスメント）と性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること（環境型セクシュアルハラスメント）があります。事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における生徒などもセクシュアルハラスメントの行為者になり得るものであり、男性も女性も行為者にも被害者にもなり得るほか、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当します。職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向又は性自認にかかわらず、該当することがあり得ます。「ホモ」「オカマ」「レズ」などを含む言動は、セクシュアルハラスメントの背景にもなり得ます。また、性的性質を有する言動はセクシュアルハラスメントに該当します。

注5 マタニティハラスメント

妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせをされること。表向きに妊娠や出産、育児休業等を理由にしなくても、それらを「契機として」不利益取扱いを行った場合は、原則として違法と判断されます。

注6 ジェンダーギャップ

男女格差。世界経済フォーラムが各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を毎年公表しています。この指数は、経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータから作成され、日本は前年より4つ順位を上げて110位となりました。依然として、経済と政治の評価が低く、アジアの中でも、世界全体でも下位となっています。

注7 インクルーシブ

包括的な、とか包み込むというような意味で、誰も孤立したり排除されたりせずに社会の構成員として包みこみ支え合う共生社会をめざす考え方のこと。

注8 リベンジポルノ

一般的に恋人に振られた腹いせに、交際時に撮影したプライベートな写真や動画をインターネットなどを通じて不特定多数に配布、公開する行為のこと。「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」では、男女間の復讐目的以外でもプライベートな写真等を公開した場合は取締りの対象となります。

注9 フィルタリング

子どもにとって有害なインターネット上の情報へのアクセスを制限したり、有害なアプリの起動を制限するサービスです。

注10 グラデーション

色の濃淡や明暗をあらわすことばです。虹は7色と言われますが、隣り合う色同士が明確にくっきり分かれているわけではありません。性も、男と女の2色だけにくっきり分かれているのではなく、境界線がなくて、少しずつ違っていき、さまざまな形や濃淡があるグラデーションである、と表現されることが多くなっています。

注11 パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことです。

注12 性別を理由とする差別の禁止

募集・採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む）・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について性別を理由とする差別を禁止しています。

注13 間接差別の禁止

労働者の性別以外の事由を要件とする措置のうち、実質的に性別を理由とする差別となるおそれのあるものとして、厚生労働省令で定める次の3つの措置について、合理的な理由が認められる場合を除き、間接差別として禁止しています。

- (1) 労働者の、募集・採用に当たって、労働者の身長・体重・体力を要件とすること。
- (2) 労働者の募集若しくは採用、昇進又は職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。
- (3) 労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とすること。

※省令で定めるもの以外については、均等法違反ではないですが、裁判において間接差別として違法と判断される可能性があります。

注14 パタニティハラスメント

男性が育児をする権利や機会を職場の上司や同僚などが侵害する言動のこと。

注15 ワークライフバランス

仕事と生活の調和。働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

注16 ニート問題

ニート（Not in Education, Employment or Training）とは、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていないことを意味する用語で、日本では、15～34歳までの非労働力人口のうち、通学しておらず、家事を行っていない「若年無業者」を指しています。若者たちが就労意欲をもち、自活できるためには、時間とさまざまな形での支援が必要です。

注17 アルビニズム（白皮症）

メラニンとは皮膚の存在する色素細胞内で合成され、周囲の細胞に渡されることにより、皮膚全体が均一な色調を呈します。この行程では多くの分子が機能していますが、どれか1つの分子でも異常を生じると、順調にメラニンが合成されなくなります。その分子の異常の原因が、先天的に遺伝子の異常があつておこる場合、先天性白斑・白皮症になります。最も頻度が高い眼皮膚白皮症では、生まれた時から皮膚や頭髮、さらには眼の虹彩のメラニン量が少ないといった症状が認められます。原因となる遺伝子により、皮膚以外に致命的な症状を合併することがあります。

なお、遺伝子異常が存在してもその異常に基づく症状は必ずしも出生時から存在するわけではなく、数年後にはじめて気がつく場合もあります。

（公益社団法人 日本皮膚科学会ホームページより）

参考資料

- ①岸和田市人権尊重のまちづくり条例 （添付省略）
- ②岸和田市人権施策推進プラン （添付省略）

岸和田市人権施策基本方針の改訂にあたり、内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、大阪府、大阪府警察、大阪府人権協会のホームページ及び大阪府作成「人権情報ガイド ゆまにてなにわ Ver.32」を参考にさせていただきました。

ものとする。

[illegible]

[illegible]